

個人消費低迷が告げる「低所得層対策」の要

みずほ総合研究所 経済調査部 主任エコノミスト

風間春香

2014年4月の消費増税以降、個人消費の低迷が事前の想定よりも長引いている。とりわけ低所得層で回復が鈍い。政府は負担軽減策として、来年度も「簡素な給付措置」を継続する方針だが、消費の本格回復には賃金上昇が不可欠だ。一方で、2017年4月の消費税率10%引き上げへ、「逆進性緩和」などを考慮した低所得層対策が重要となる。

低所得層に「経済の好循環」は及ばず、消費低迷が長引く

実質個人消費を示す消費総合指数は、2014年4月の消費増税から半年経った2014年10月時点でも、2013年平均を2%程度下回っている。増税前は、1997年増税時（3%→5%）の個人消費の回復テンポなどを基に、昨年夏頃には消費が回復するという見方が多かったが、増税後は一転して消費マインドが冷え込み、今も影響を引きずっている。とりわけ低所得層の回復の動きが鈍い（図1）。その背景には、巷間よくいわれるように、物価上昇のペースが賃金上昇のペースを上回っていることがある。

厚生労働省「毎月勤労統計」によると、1人当たり現金給与総額は、2014年10月時点で前年比+0.2%と8カ月連続で増加。しかし、同時点の物価上昇率（消費増税の影響含む、持ち家の帰属家賃を除く総合）は同+3.4%で、実質賃金は3%程度の減少が続いていることになる。一方、賃金の大部分を占める所定内給与についても、従業員30人以上の企業を中心に増加傾向にあるものの、その動きは労働者の約4割を占める中小企業にまで広がっていない。

他方で、中小企業では人手不足感が強く、2014年12月調査の日銀短観では、企業規模が小さいほど不足超となっていた。人手が不足した場合は、通常であれば賃金を引き上げることで労働力を確保するが、中小企業でもパート労働者の時給が顕著に上昇していることから、新たに正社員を雇い入れるのではなく、パートを雇うことで対応していると推測される。中小企業が人手不足下でも賃金引き上げをためらう理由としては、人件費の増加が収益を圧迫することが挙げられる。実際、中小企業庁のデータによれば、調査対象の4割程度の企業が「原材料・エネルギーコストの増加が経常利益を10%以上圧迫した」と回答している（中小企業庁「ここ1年の中小・小規模企業の経営状況について」2014年11月）。そこで、財務省「法人企業統計」を用いて、人件費の増加が企業収益に与える影響を試算

したところ、仮に物価上昇を補うような3%の賃上げを実施した場合、中小企業の経常利益は1年間で14.5%ポイントも押し下げられることがわかった（注1）。こうした人件費の増加を、売上高の増加や他のコスト低減で補うことができれば問題はないのだろうが、すでに円安に伴う輸入原材料の高騰などによるコスト増と利益下押しを経験してきた中小企業には、そうした余裕も生まれにくかったのではないだろうか。

「簡素な給付措置」による逆進性緩和の効果は限定的

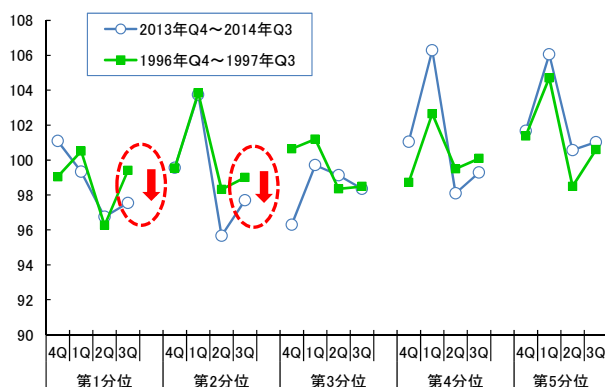
そもそも、課税対象の財・サービスに一律の税率を課す消費税には、低所得層ほど生活に必要な不可欠な食料品など生活必需品の消費支出の割合が高いため、収入比でみた消費税の負担感が重くなる「逆進性」という問題が存在する。所得が変わらなければ、消費税率引き上げによって、低所得層の消費が低迷するのは自明である。例えば、夫婦と子供1人世帯をモデルに試算すると、年収300万円未満の世帯では、消費税率が8%の場合、月給に占める消費税負担額の割合は6.6%に達する一方、年収1,000万円以上の世帯はその半分以下の2.8%に過ぎない（図2）。

こうしたなか、政府は消費増税に伴う負担軽減策として、「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」を創設。2014年度の住民税非課税世帯（所得水準の目安は、夫婦と子供1人の世帯で年収205.7万円）を対象に、2014年4月から2015年9月まで1年半分の食料品の支出額の増加分を参考に、1人当たり1万円（年金受給者には5,000円の加算）を支給した。しかし、多くの地方自治体で、住民税の算定が完了するのが6月ごろであったため、実際の支給開始が7月ごろにずれ込み、増税による消費減少の影響が最も大きく出る時期（4～6月期）に間に合わない事態が生じた。また、この給付水準では、消費税の負担割合は6.0%程度までしか低下せず、逆進性の緩和効果は限定的なものにとどまる。

なお、簡素な給付措置は、2015年10月に予定されていた消費税率10%引き上げと同時に、軽減税率

図1 消費増税前後の年収階層別消費支出

（基準年＝100）



- （注）1. 1996年Q4からの値は2人以上の世帯（農林漁業除く）ベース、1996年＝100とした。
2. 2013年Q4からの値は2人以上の世帯（農林漁業含む）ベース、2013年＝100とした。
3. みずほ総合研究所による実質季節調整値。

（資料）総務省「家計調査」より、みずほ総合研究所作成

図2 年収階層別の消費税負担割合（税率8%）

年間収入	(%)
300万円未満	6.6
300万円以上400万円未満	5.5
400～500万円	4.9
500～600万円	4.2
600～700万円	3.9
700～800万円	3.7
800～900万円	3.5
900～1,000万円	3.2
1,000万円以上	2.8

- （注）1. 消費税負担割合＝消費税負担額／月給。
2. 消費税負担額は、消費支出総額から非課税品目（家賃・地代、保健医療サービス、授業料等、教科書・参考教材）を控除し、税率を乗じて試算。

（資料）総務省「家計調査」（平成25年）より、みずほ総合研究所作成

を導入する方針だったため1回きりの予定だった。だが、政府は再増税を1年半先送りする間も負担軽減策は必要と判断し、2015年度は1人当たり6,000円に減額したうえで支給する方針を固めた。

一時的な消費回復策ではなく、「重層的な低所得層対策」が必要

もっとも、給付金の支給はあくまで増税に伴う負担軽減のための一時的な措置に過ぎず、個人消費の持続的拡大には、やはり賃金の上昇が不可欠だ。昨年12月16日には政府、経済界、労働団体の代表らによる「政労使会議」が、2015年春の賃上げに協調して取り組むことを盛り込んだ合意文書をまとめた。日本労働組合総連合会（連合）は定期昇給に加えて、「2%以上」のベースアップ（ベア）を柱とする方針を決定。連合のベア要求は2年連続で、水準は昨年の「1%以上」を上回るほか、企業間の賃金格差を埋めるため、中小企業にも賃金水準の引き上げを求める方針という。2015年春闘では、中小企業まで賃上げの動きが広がるかが特に注目されており、機械金属産業の中小企業が加盟する「ものづくり産業労働組合（JAM）」は、ベア要求額が昨年比倍増となる9,000円を掲げている。

ベア要求がどこまで受け入れられるかは今後の動向を見守るしかないが、今夏以降の「原油安」は中小企業の賃上げを促す方向に影響する可能性がある。これまでは円安に伴う原材料コストの上昇が収益を押し下げる方向に作用してきたが、今後は原油安に伴うコストの減少が収益を押し上げ、それが賃上げ余力につながると期待されるからだ。実際、「2005年規模別産業連関表」を用いて、2014年の原油価格が2013年に比べて40%下落した場合の中小企業の収益に与える影響を試算したところ、約1.8兆円の収益改善が生じる結果となった（注1）。同時に円安が10%進んだ場合でも（収益押し下げ要因）、ネットで約0.6兆円の収益改善効果が見込まれる。ただし、前述のようにコスト増と利益下押しを経験する一方、増税後の景気回復の動きが芳しくない中で、企業心理はやや不安定になっており、賃上げの動きが短期間でかつ劇的に中小企業まで波及するかどうかは不透明である。

他方で、さらなる消費増税に向けては、より効果的な低所得層対策が必要だ。政府は10%増税時に軽減税率の導入を検討しているが、この措置は逆進性の緩和にはあまり効果がない。食料品など生活必需品は誰もが購入する財であり、高所得層も受益者となるからだ。また、すでに軽減税率を導入している欧米諸国の教訓として、軽減税率は適用品目の線引きが難しいこと、軽減税率を求める政治的な圧力が生じることなどの問題も挙げられる（注2）。むしろ、低所得層を対象を絞って消費増税などによる負担増を税額控除で還付し、不足分を現金支給で補う「給付付き税額控除」のほうが逆進性緩和の効果は大きい。折しも、2016年1月には「社会保障・税番号（マイナンバー）制度」がスタートすることから、同制度と組み合わせて導入することも再度、検討する余地があろう。

消費増税分の税収は、低所得層に対する保険料の軽減や、受給資格の10年への短縮、短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大——などの低所得層対策にも使われる。消費増税によって低所得層の「受益と負担」のバランスがどう変化していくのかなどを踏まえ、今後重層的な低所得層対策について議論していく必要があると考える。（了）

（注）1. みずほインサイト「消費の回復は期待できるのか～消費停滞を脱するカギは低所得者対策と原油安～」（2014年12月19日）／<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/jp141219.pdf>

2. みずほインサイト「消費税の設計シリーズ(2)～軽減税率を導入すべきか～」（2014年12月19日）／<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/pl141219a.pdf>